

議第31号

京都市違法駐車等防止条例の一部を改正する条例の制定について
京都市違法駐車等防止条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成22年 2月17日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市違法駐車等防止条例の一部を改正する条例
京都市違法駐車等防止条例の一部を次のように改正する。
第2条第2号中「若しくは第49条の2第3項」を「, 第49条の3第3項若しくは第49条の4」に改め, 同条第3号中「よって」を「より」に改める。

附 則

この条例は, 平成22年 4月19日から施行する。

提案理由

道路交通法の一部改正に伴い, 高齢運転者等専用時間制限駐車区間における違法駐車を防止する必要があるので提案する。